

第24節 交通施設災害応急対策計画

第1項	道路施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 産業振興班 <input type="checkbox"/> 各道路管理者
第2項	鉄道施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道(株) <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道(株)	<input type="checkbox"/> 平成筑豊鉄道(株)

【基本方針】

都市の生活基盤をなす交通施設は、災害において被災した場合、都市機能や住民の生活、社会活動等に極めて大きな影響を及ぼす。そのため、市は早急に施設被害状況等を把握し、国土交通省等の施設の管理者へ報告または連絡する。また、市は各施設の管理者と相互に連携を図りつつ、施設管理者が実施する各種災害応急対策に必要な応じて協力する。

また、市が所管する道路については障害物の除去、応急復旧等を迅速に行って道路機能の確保に努めるものとする。

第1項 道路施設災害応急対策

市(“都市整備班”及び“産業振興班”)をはじめとする各道路管理者及び警察は、相互に連携・協力し、安全で円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講ずる。

- 1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 2) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
- 3) 避難路については、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- 4) 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。
- 5) 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

第2項 鉄道施設災害応急対策

1. 九州旅客鉄道（株）

（1）災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱心得」、「気象異常時運転規制手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。市はJR九州（株）の対策本部が実施する各種の鉄道施設等への災害応急対策について必要に応じて協力する。

（2）災害時の代替輸送方法

鉄道事業者が民間会社のバス輸送等を行う他社に代行輸送を依頼する。

（3）災害対策本部の設置

災害が発生した場合または発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、運転事故並びに災害応急処理標準により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

（4）連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、運転事故並びに災害応急処理標準に定める連絡体系により、連絡施設（列車無線、携帯電話）等を有効活用し、正確・迅速を期す。

（5）応急措置（案内広報など）

旅客に対する案内広報業務に関しては、関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転手と連絡を密にし、事故の状況、代替輸送方法、復旧の見込、接続関係などの情報を駅放送設備を活用して旅客に案内し、混乱の発生を防止する。市は、鉄道事業者から提供される応急措置に関する内容等について、必要に応じて市民に情報提供を行う。

（6）応急復旧体制

鉄道事業者の復旧現場本部現地責任者は対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画の策定、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を行い、速やかな復旧を図る。市は、事業者の対策本部から応援の要請が出された場合において、直ちに連絡体制を確立し事業者が実施する応急復旧作業に協力する。

2. 日本貨物鉄道（株）九州支社

（1）災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱実施基準」及び「災害時運転規制等手続」に基づき対処する。市は日本貨物鉄道（株）の対策本部が実施する各種の鉄道施設等への災害応急対策について必要に応じて協力する。

（2）災害時の代替輸送方法

列車の運転抑止が長時間にわたると認められたときは、トラック等による代行輸送及び振替輸送を実施する。

（3）災害対策本部の設置

災害発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき支社に対策本部を設置するとともに、現場に現場復旧対策本部を設置し、情報収集、広報・連絡、応急復旧、代替輸送及び救援活動等の災害対策を統括する。

(4) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については、「危機管理マニュアル」に基づき連絡・速報する。

(5) 応急措置(案内広報など)

災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、運行管理を委託している九州旅客鉄道株式会社の輸送指令が直ちに列車の緊急停止手配を行う。

また、荷主・通運等に対する連絡等の業務は関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代行輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について、正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

支社対策本部と現場復旧対策本部が密接な連絡をとって正確な情報把握を行い、応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかな復旧を図る。

3. 平成筑豊鉄道(株)

(1) 災害時の列車の運転規則

災害発生時においては「運転取扱実施基準」、「異常気象運転規制」に基づき対処する。

1) 風速 25m以上

突風などのために列車の運転が危険と認められるときは運転を中止する。

2) 水害による運転規制

ア.雨量警報器 注意鳴動 35km/h以下の徐行

雨量警報器 警戒鳴動 25km/h以下の徐行

イ.レール面上の浸水が 80mm以上となったとき、列車の運転を中止する。

3) 金田運転指令に設置している集中雨量計により警備、注意、警戒に達した場合、工務課(施設)が巡回をし、金田運転指令は異常の有無を列車無線により全列車に指示連絡する。

(2) 災害時の代替輸送方法

民間会社のバス輸送とする。

(3) 災害対策本部の設置

災害発生時には本社内に災害対策本部を、また現地に責任者を配置して、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統轄する。

災害の状況に応じた動員は、緊急呼出し表により必要な要員の非常呼出しを行う。

(4) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については、連絡施設(列車無線、携帯電話)等を有効活用し、正確・迅速を期す。

(5) 応急措置(案内広報など)

旅客に対する案内広報業務に関しては、駅窓口、JR接続駅及び連絡箇所との連絡を緊密に行い、災害状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について、駅放送設備を活用して正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

現地責任者と密接な連絡をとって正確な状況を把握し、災害対策本部において、応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかな復旧を図る。